省　令

○農林水産省令第六十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　マバコキシブ及びその製剤

別表第三中「並びにモキシデクチン」を「、モキシデクチン」に改め、「（猫に使用することを目的とするものに限る。）」の下に「並びにエプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）」を加える。

別表第三中第百二十二号を第百二十四号とし、第百九号から第百二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第百八号を第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十　マバコキシブ

別表第三中第百七号を第百八号とし、第十一号から第百六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　エプリノメクチン（猫に使用することを目的とするものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十七号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定める。

平成二十七年七月十三日

金融庁長官　森　信親

金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭が固定金利に基づくものであり、かつ、相手方が当事者の一方に支払う金銭が変動金利に基づくもののうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす取引であって、株式会社日本証券クリアリング機構が当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。）の対象としているものとし、複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。

一　変動金利が六か月物の円ＬＩＢＯＲに該当するものであること。

二　取引期間中、当該取引について当事者が想定元本として定めた金額が一定であること。

三　約定の日から二営業日後に当該取引の効力発生日が到来するものであること。

四　取引期間が五年、七年又は十年であること。

五　金利支払日及び金利更改日に係る営業日の基準となる都市として東京及びロンドンを指定するものであること。

六　営業日の調整方法として、当該取引に関連して当事者が指定した日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月となる場合は直前の営業日とするものであること。

七　固定金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。

イ　金銭の支払の周期が六月のものであること。

ロ　利息の計算期間の実日数を三百六十五で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。

八　変動金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。

イ　金銭の支払の周期が六月のものであること。

ロ　利息の計算期間の実日数を三百六十で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。

附　則

この告示は、平成二十七年九月一日から施行し、同日以後に行われる取引について適用する。

○総務省告示第二百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

名　称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
極東石油工業合同会社	千葉県市原市千種海岸一番地	平成二十七年七月一日

○法務省告示第三百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ＴＳＵＫＡＳＡ	福島県郡山市並木五丁目十番地二
株式会社星工務店	茨城県龍ケ崎市貝原塚町二千九百五十三番地八
小林建設	新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮野二千八百八十一番地の一
株式会社小松組	静岡県浜松市北区大原町百三十五番地の一
中西タイル株式会社	大阪府大阪市鶴見区今津中三丁目七番三十七号
大平建設株式会社	岡山県岡山市北区西古松一丁目二十一番一号

とび	
建築大工	
建築大工	
とび	
タイル張り	
建築大工	

○金融庁告示第六十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月一日から適用する。

平成二十七年七月十三日

金融庁長官　森　信親

第一条中第百三十五号を第百三十六号とし、第三十九号から第百三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　金融商品取引業者のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十六号に規定する電子取引基盤運営業務を行う者